

県民生活環境部

No. 12

制 度 名	文化芸術創造拠点形成事業 (文化庁)	主管課名 生活文化課 文化振興 G 問合せ先 029-301-2824		
目的・趣旨	地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与する。			
〔対象団体〕 都道府県、市町村				
〔対象事業〕 音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術、障害者芸術等を中心とした地域の文化芸術資源を活用した文化事業				
〔補助要件等〕 地方公共団体が、地域での文化芸術活動について、計画を策定し、当該計画に基づき実施される特色ある文化芸術に関する取組に対しての支援（一過性ではない取組が対象）				
〔対象経費〕 出演・音楽・文芸費、舞台・会場・設営費等、賃金・旅費・報償費、雑役務費・消耗品費等、委託費・補助金				
〔補助限度額等〕 (1) 助成率 補助対象経費の 1/2 以内 (2) 補助限度額 30,000 千円、自己負担額の 5 倍以内、自己収入額が補助対象経費の 1/2 を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した金額を上限とする。				
〔経費負担割合〕				
区 分	国	県	市町村	その他
事業主体が市町村の場合	補助対象経費の 1/2 以内他	—	補助額の残	—
〔3年度当初予算額〕 — 千円	〔3年度補助対象団体〕 令和3年2月4日締切 対象団体は令和3年3月末に決定予定			
〔備考〕 前年度の2月頃募集。国からの直接補助。				